

令和 8 年 4 月からのインボイス制度対応について

本法人への請求について

令和 5 年 10 月 1 日より、消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されていますが、本学でも令和 8 年 4 月より対応することとなりました。

本制度のもとでは、仕入税額控除を行う際の要件として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「インボイス（適格請求書）」等の保存が必要となります。

つきましては、本法人と契約及び取引をされる課税事業者様におかれましては、インボイス（適格請求書）の発行をお願いいたします。

変更内容

これまで：簡易課税制度により、インボイスの保存は不要でした。

今後：一般（原則）課税方式へ移行し、全ての取引においてインボイスの保存が義務付けられます。

開始時期：令和 8 年 4 月 1 日以降の取引より適用

《参考》

国税庁インボイス特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

本法人の適格請求書発行事業者登録番号について

本法人は消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応にあたり、以下のとおり適格請求書発行事業者の登録をいたしました。

適格請求書発行事業者登録番	T1013305000431
名称	学校法人大正大学
主たる事務所の所在地	東京都豊島区西巣鴨 3 丁目 20 番 1 号
登録年月日	令和 5 年 10 月 1 日